

6 高教福第68号
令和6年4月12日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育長
(公印省略)

ハラスメント事案に対する対応検証と今後の対策及び教職員の不祥事の防止等について（通知）

日ごろから、学校教育の振興に尽力されるとともに、適正な学校管理について配慮されるなど管内教職員への指導を行っていただき、誠にありがとうございます。

令和2年度から4年度にかけて、高知県立高知南高等学校及び土佐清水市立小学校において発生したハラスメント事案への対応について、県教育委員会では、その対応の課題について検証を行ってきました。今回、被害を受けられた方からの意見や専門的知見を有する外部有識者からの意見を踏まえ、「高知県立高知南高等学校及び土佐清水市立小学校において発生したハラスメント事案に関する対応検証と今後の対策について」としてとりまとめました。

また、近年、ハラスメントを含めた教職員の不祥事が相次ぐという危機的状況であることから、不祥事根絶に向け「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」を策定しました。

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメントは、働く人が能力を十分に發揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、学校にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じることに加えて、貴重な人材の損失につながる大きな問題です。

県教育委員会としては、今回の検証結果を真摯に反省し、ハラスメント事案に限らず様々な不祥事について、その防止に取り組むことはもちろん、発生時の対応を明確化し適切な対応を行うことで、県民の皆様に信頼いただける学校教育を目指して取り組むこととしています。

つきましては、別添のとおり資料を送付しますので、服務監督権者として管内の学校長及び教職員に対し、指導の徹底を図っていただくとともに、下記にお示しするようなハラスメントを含めた不祥事の防止の取組をさらに進めさせていただくようお願いします。

記

＜管内の各学校におけるハラスメントを含めた不祥事防止の取組例＞

- 1 「相談を受けた際の対応の手順等」や「対応マニュアル」に基づき、
ハラスメント事案が発生した場合の各学校で実施するべき対応体制を早急に整備すること。
- 2 「対策ガイドブック」や「不祥事根絶ポータルサイト」等を活用した
教職員のハラスメントへの理解促進と防止等に向けた校内研修等を実施すること。
- 3 教職員（教育実習生を含む）に対する相談窓口の周知を徹底すること。

(別添)

資料1：高知県立高知南高等学校及び土佐清水市立小学校において発生したハラスメント事案に関する対応検証と今後の対策について（令和6年4月12日高知県教育委員会）

資料2：資料1の概要

資料3：教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について（令和6年4月12日高知県教育委員会）

資料4：資料3の概要

資料5：ハラスメントに係る相談を受けた際の対応の手順等（令和6年4月12日高知県教育委員会）

参考資料：ハラスメント対策ガイドブック

(参考)

「教職員不祥事根絶ポータルサイト」

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>

（教職員向け研修資料等については、「高知家まなびばこ」上に教職員専用ページを設け、教職員はポータルサイトからアクセスできるようにしています。）

担当
高知県教育委員会事務局
・取りまとめに關すること
教職員・福利課 人事企画担当
電話：088-821-4903
・手順書や学校における取組に關すること
小中学校課 人事担当
電話：088-821-4639